

徳島県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
125	市場学停車 場	阿波市市場町市場字町筋三五 六番二地先から 同 七番二地先まで 三五	三四・八	令和七年三月二十八日